

高 第 7 4 2 号

令和2年7月20日

通所介護事業所
通所リハビリテーション事業所 } 管理者 様
短期入所生活介護
特別養護老人ホーム
養護老人ホーム } 施設長 様
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
介護老人保健施設

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

高齢者施設における感染拡大防止対策における注意事項について

日頃から、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施にあたり、御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、高齢者施設の管理者の皆様におかれましては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省老健局ほか事務連絡）等の通知を踏まえ、施設の消毒・清掃等を適切に実施していただいていることと存じますが、同事務連絡においては「次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害」であるとされていることや、別添の消費者庁等による報道発表資料、リーフレット等においても「まわりに人がいる中で空間噴霧することは、おすすめていません。」とされています。

こうしたことから、消毒を行う際には、注意事項をご確認いただくとともに、入所者や職員等の健康被害が生じないように、十分注意いただきますようお願い申し上げます。

事業所及び介護老人保健施設：介護事業者指導班
電話 043-223-2386 FAX043-227-0050
E-mail kaigojigyoku@mz.pref.chiba.lg.jp

入所施設（介護老人保健施設を除く）：法人支援班
電話 043-223-2593 FAX043-227-0050
E-mail kourei5@mz.pref.chiba.lg.jp